

関係団体と連携した 調布市受動喫煙防止条例の取組

令和6年5月31日

調布市 福祉健康部健康推進課長

木村 良太

本日の講演内容

- 1 調布市について
- 2 条例制定の背景
- 3 条例の制定とポイント
- 4 調布市路上等喫煙禁止区域の設定
- 5 子どもの受動喫煙防止
- 6 条例の周知・啓発活動
- 7 関係機関・庁内の連携
- 8 厚労省「健康寿命をのばそう！アワード」優良賞 受賞
- 9 市民の健康を守るために

はじめまして
調布市 健康づくり
マスコットキャラクター
「ふーちゃん」です

わたしのボディカラーも
イエローグリーンです！



1 調布市について

人口

23万9247人（令和6年4月1日現在）

位置

東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ15キロの距離

市の東は世田谷区、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は狛江市および多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。武蔵野台地の南部の位置にあり、北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川など、市は豊かな自然に恵まれています。

交通

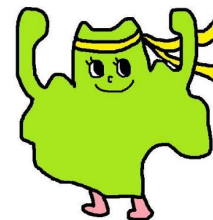
京王線(市内に9駅) 新宿から特急で約15分
中央高速道路 調布IC

歴史

昭和30年(1955年)市政施行 来年で70周年



深大寺そばが有名です。
「ゲゲゲの鬼太郎」の
作者 水木しげるさんが
晩年まで過ごされました。



2 条例制定の背景

(1) 受動喫煙への具体的対策・東京2020オリンピック・パラリンピック大会

- 平成30年度(2018年度)に策定した「調布市民健康づくりプラン(第3次)」において、喫煙・受動喫煙の害に関する普及啓発や喫煙者を減らす取組を進めることを示していたが、**具体的対策**が求められていた。
- 東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、タバコ対策を本格的に開始し、調布市がラグビーワールドカップ2019™日本大会、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場となることが決定したため、大会前や大会期間中はもとより、大会後においても引き続き、**調布市民や調布市を訪れる方々の受動喫煙による健康被害を防ぐ**ことを目的とし、調布市におけるタバコ対策の取組が広がった。

2 条例制定の背景

(2)調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会の力添え

- 平成29年(2017年)5月東京都医師会長・歯科医師会長・薬剤師会長・看護師会長連名で都知事に「東京都受動喫煙防止条例(仮称)制定に関する要望書」を提出
- 平成30年(2018年)4月に, 調布市医師会長・歯科医師会長・薬剤師会長連名で調布市長に「タバコ対策に関する市長への要望についてご協力願い」を提出

★主な要望事項

- ①受動喫煙防止条例の制定について
- ②防煙教育(未成年者喫煙防止教育)について
- ③喫煙可の施設の利用を促さないようにすることについて

3 条例の制定とポイント

(1) 条例の制定

- 市は平成31年3月26日に「**調布市受動喫煙防止条例**」を公布
令和元年7月1日に施行
- この条例は、受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守るとともに受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する啓発及び教育を行うことにより、次代を担う子どもたちをはじめ**誰もが**健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的とする
- 市民と事業者の責務を明記(第4条,第5条関係)
 - ★市民等は、受動喫煙を生じさせないように努めなければいけません。
 - ★事業者等は、その事業活動等の場における喫煙から生ずるその周辺の受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努めなければいけません。

3 条例の制定とポイント

(2) 条例のポイント

- 路上喫煙区域の指定(第7条関係)
- 市立の公園や広場, 緑地, 緑道などでの喫煙を禁止(第7条関係)
- 子どもの受動喫煙防止(第12条関係)
- 市庁舎や市立施設は敷地内禁煙(第6条関係)
- 啓発・教育(第13条関係)

条例で「たばこ」とは, 紙巻きたばこだけでなく, 加熱式たばこ, 葉巻を含みます。
※過料の適用はなし



4 調布市路上喫煙禁止区域の設定

(1) 市内全駅の周辺の路上を路上喫煙禁止区域に指定

- 多数の者が往来し、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める、駅前広場、及びその周辺の路上を「**調布市路上等喫煙禁止区域**」に指定し、喫煙を禁止とした
- 市内の京王線9駅(仙川, つつじヶ丘, 柴崎, 国領, 布田, 調布, 西調布, 飛田給, 京王多摩川)それぞれについて指定



調布市受動喫煙防止条例
(令和元年7月1日施行)

調布駅の例



路上等喫煙禁止看板の例



4 調布市路上喫煙禁止区域の設定

(2) 過料・指導員によるパトロール

- ・ 調布市路上等喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合は、**2,000円の過料**を科す ※規則で定めるまでは、過料の適用なし
- ・ 市内全駅の路上喫煙禁止区域で、**路上等喫煙防止指導員によるパトロール**を実施
- ・ 令和4年(2022年)10月から、調布駅では夜間(22時～0時)にもパトロールを実施



路上等喫煙防止指導員

5 子どもの受動喫煙の防止

(1) 学校及び児童福祉施設等の敷地に隣接する路上における喫煙禁止

- 子どもに受動喫煙を生じさせないよう, 市内に所在する学校(大学, 短期大学等を除く。)及び児童福祉施設等の敷地に隣接する路上における喫煙を禁止

(2) 通学路における子どもに受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務

- 喫煙をする者は, 通学路において子どもに受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならない



通学路上の巻き看板を
受動喫煙配慮の内容に変更

5 子どもの受動喫煙の防止

(3) 受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育の推進

- 市は、市立の小中学校の児童・生徒に対し、調布市医師会や市内の民間企業等の協力のもと、受動喫煙及び喫煙による身体への悪影響等に関する教育を推進



調布駅前広場に設置していた公衆喫煙所を撤去
(現在市内に公衆喫煙所は設置していない)

6 条例の周知・啓発活動

(1) 啓発チラシの全戸配布

- 令和元年度(2019年)以降, 毎年市内全戸(約12万世帯)に条例啓発チラシを配布



令和2年度版



令和3年度版



令和4年度版



令和5年度版

令和4年度からは、「ナッジ理論」的なアイデアを加え、クイズやクロスワードで条例を知ってもらう工夫をしました



6 条例の周知・啓発活動

(2) 自宅等に設置できる受動喫煙防止プレートを作成・配布

- 希望者に無償で受動喫煙防止プレートを配布



受動喫煙防止プレート

このほか、テレビ広報ちょうふ、
調布FMなどでの広報のほか、
市内の路上や公共施設などに
看板等を設置しています

(3) 市内企業・団体と連携した喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン

- 年1回5日間、マナーアップキャンペーンを実施



7 関係機関・庁内の連携

(1) 関係機関との連携

- 条例制定当初から、3師会(調布市医師会, 調布市歯科医師会, 調布市薬剤師会), ちょうふタバコ対策ネットワーク(医師などを中心とした市民団体)等との関係機関と連携し, 条例に基づく取組を推進
 - ★調布市タバコ対策推進協議会 : 3師会と市によるたばこ対策の定期会議 年1~2回開催
 - ★ちょうふタバコ対策ネットワーク : 有識者等を招いての講演会等を実施

(2) 調布市受動喫煙等に関する庁内連絡会議

- 年2~3回開催。副市長を座長とし, 庁内関係各課管理職が受動喫煙対策の施策の状況や今後の方向性を協議

条例の推進は, 3師会の
理解と協力なくしては
ありません!



8 厚労省「健康寿命をのばそう！アワード」優良賞受賞

- 条例制定後5年間の調布市受動喫煙対策の取組が、厚生労働省が実施する令和5年度「第12回健康寿命をのばそう！アワード」（生活習慣病予防分野）において、「厚生労働省健康・生活衛生局長優良賞」を受賞しました。
- このアワードは、企業、団体、自治体等において「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）を中心に、健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた啓発活動・取組の奨励・普及を図ることを目的としたものです。

★評価委員による講評 中村 正和氏

（公益社団法人 地域医療振興協会 ヘルスプロモーション研究センター センター長）

改正健康増進法の施行に合わせて、自治体独自の受動喫煙防止条例を制定・施行し、実効性のある受動喫煙対策を推進している好事例である。特に評価できる点として、①庁内の各課や医療関係団体、企業、市民との連携体制を構築し、対策の浸透を図っていること、②教育啓発にとどまらず、パトロールなどにより法律や条例の遵守を高める対策に積極的に取り組んでいること、③対策の効果を住民へのアンケート調査等により検証し、PDCAを回して改善に取り組んでいることがあげられる。



9 市民の健康を守るために

- 条例施行後、調布市市民意識調査(市内在住の満16歳以上3,000人無作為抽出)において、「喫煙している市民」は概ね漸減しています。

★問32) あなたは普段、たばこ(紙巻きたばこ・加熱式たばこ、葉巻)を吸いますか。(ここでは、受動喫煙(他の方の喫煙によりたばこの煙を吸ってしまうこと)は含みません。)

▼「吸っている」「吸っているが、もうすぐやめる予定」の合計

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	※参考 東京都 令和4年度	※参考 国 令和4年度
13.0%	13.3%	11.6%	11.9%	10.5%	13.5%	16.1%

条例制定後 2.5ポイント減

東京都と国の数値は、厚生労働省 国民生活基礎調査より
(※調査対象は調布と異なる)

- 調布市は、今後も条例の目的に鑑み、今後も市民の健康を守るために、望まない受動喫煙対策や、喫煙者への禁煙相談体制、子どもたちへの受動喫煙対策・防煙教育などを推進するとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会や市内民間企業などの関係機関や庁内の連携体制を深め、実効性のある施策を推進して参ります。

ご清聴ありがとう
ございました



調布市ホームページ
受動喫煙関連コンテンツ

